

# 個人防護具の県備蓄調達及び流通備蓄保管管理 業務仕様書

## 1 運営業務の名称

個人防護具の県備蓄調達及び流通備蓄保管管理

## 2 委託業務の概要

新型インフルエンザ特措法を踏まえ計画された、兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき県が備蓄する個人防護具（PPE）を、常時、使用期限が切れないように保ちながら、必要時、円滑に払い出しできるよう適切に保管管理を行う。

調達は、4年間かけて国が求める数量を確保することとし、保管管理と合わせて「個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務」として、委託する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）迄

## 4 業務の内容

### （1）個人防護具の調達業務

委託事業者は、県備蓄用物資として医療用（サージカル）マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5品目を調達する

#### ①調達品目

「物資の確保に関するガイドライン」に規定された、医療用（サージカル）マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5品目とする

#### ②各品目の規格

厚生労働省で調達したPPE（個人防護具）の規格（別紙）に準じること

但し、同程度の機能・単価であるものや後継品など、合理的な理由により変更することは差し支えない。その場合は、事前に県の承認を得ること

#### ③非滅菌手袋のサイズ（S:M:L）ごとの数量の割合

概ねS:M:L=3:5:2とすること。但し、常に同じ割合でなくとも差し支えない

#### ④令和7年度流通備蓄を行う個人防護具の種類及び調達数量（単位：枚）

物資の種類	今回備蓄数量
サージカルマスク	875,000
N95マスク	27,500
アイソレーションガウン	90,000
フェイスシールド	60,000
非滅菌手袋	800,000

### （2）個人防護具の保管業務

流通備蓄が実現可能な倉庫（自社倉庫等）を事業者において用意すること。

またその際、5品目全てを備蓄できること（新興感染症発生時において、速やかな

配送を考慮し、県内若しくは近隣府県が望ましい)

## ②保管条件

保管場所の温度要件については、常温常湿度の範囲内とするが、事業者は倉庫内温湿度が25°C以上・70%以上が測定される場合は送風機による空気の循環と除湿器等による結露を防ぐ措置を行うこと。或いは、これに準じる対応を講じること。さらに、天候の変化により結露が発生しやすくなる条件下や、湿度が高い地域にある保管場所については、目視による巡回を強化すること

## (3)個人防護具の管理方法

### ①管理方法

#### 流通備蓄

※流通備蓄とは受託事業者が日常行う、病院・医療機関等との取引を活用して、事業者が保有する自社の倉庫等において、県が必要とする医療用物資量を使用期限が切れないよう新陳代謝させる管理方法をいう。具体的には、次に例示した流れを想定しているが、使用期限が切れないように管理できる方法であれば、この限りではない。

(ア) 平時は、有効期限が切れないよう日々の取引医療機関からの依頼を受けた事業者が、県備蓄の在庫から必要数量を出庫し（最も期限の短いもの、ロットが古いもの）、納品する

(イ) (ア)と同量・同品質（最も期限の長いもの、ロットが新しいもの）を事業者所有の在庫から県備蓄の在庫へ補充する

(ウ) 事業者は物資ごとの数量、使用期限等を管理し、(ア)～(イ)の対応を繰り返し、県が求める備蓄数量を下回らないよう新陳代謝を図る

### ②入れ替え回数と使用期限

契約期間中の入れ替え回数は任意とするが、毎月報告時において、使用期限が常に2年以上は残った状態となるよう管理すること

### ③保管場所の変更について

受託事業者側の都合による変更については、予め、県と協議し承諾を得ること。この際の運搬費用等は、受託事業者が負う。また、契約期間が満了となり、別の受託事業者に引き継ぐこととなった場合には、受託事業者は、県が指定する場所へ県備蓄物資を円滑に受け渡しできるよう協力すること

## 5 納期

契約締結後は、3か月以内に保管場所への納品を完了し、県備蓄量が揃った状態とすること。

## 6 物資の所有権

物資の所有権は購入した時点で県が持つこととなる。したがって、流通備蓄を行うにあたっては、所有権は県が保持したまま、民法第666条の消費寄託（※）の考え方を運用することにより業務を実施するものとする。

※民法第666条：受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない

## 7 検査

### (1) 当初4年間 (R7～R10)

保管場所への納品が完了した時点で、速やかに現地確認を県職員が複数人で実施する

(2)毎月

流通備蓄で管理する物資の種類ごとの品目・数量を常に管理し、各月末締めにて県に種類ごとの品目・数量及び入出庫の状況を報告する。また別途、県が求めたときは、種類ごとの品目・数量及び入れ替え状況等を報告するものとする

※報告書の様式、内容については事前に県に承認を得ること

**8 新興感染症発生時の供給体制について**

新興感染症が発生した際は、県備蓄の物資を県内医療機関へ迅速に供給（配送）する必要があることから、その際は出荷作業等に積極的に協力すること。なお、配送業務は別契約を想定しているため、当委託事業にかかる見積には配送にかかる経費を含める必要はない。ただし、予定予算額内であればこの限りではない。

**9 県備蓄物資の供給後の補充について**

新興感染症が発生し、県備蓄物資を医療機関等へ供給した際は、県から別途調達を依頼（別途契約）し、補充する

**10 その他留意事項**

- (1) 日常の取引量等を踏まえ、県の最終的な備蓄量を、流通備蓄管理が可能という根拠を示すこと
- (2) 委託業務内容については、公募後、一部修正又は調整等を行う場合がある
- (3) 本業務の実施にあたり県が必要とするときは計画書等を作成し、県と事前協議を行うこと。また、本業務を円滑に遂行するため、自ら改善に努めること。
- (4) 業務責任者を定め、円滑に業務が実施できる体制を整えること。業務責任者は事業者が常時雇用している社員を配置すること
- (5) 業務遂行にあたり知り得た情報を他人に漏らしてはならない。また、業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、個人情報保護条例を遵守すること
- (6) 本業務の全部又は主体的部分（業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする
- (8) 事業者選定後、契約に際しては契約保証金（契約金額の1割以上）を納入する必要があるため注意すること（財務規則第100条第1項に定める場合を除く）
- (9) 委託業務の実施に当たっては関係法令等を遵守すること
- (10) 委託業務にかかる経理を明らかにするために、他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。また県が提出を求めた際には、委託業務にかかる資料提出等、積極的に協力すること。